

木更津市保育士修学資金貸付制度の手引



木更津市役所朝日庁舎

こども未来部こども保育課

T E L : (0438) 23-7245 (直通)

<https://www.city.kisarazu.lg.jp>

 保育士修学資金 検索



目次

1. 保育士修学資金貸付制度の概要	1
①貸付制度について	
②貸付対象	
③貸付金額	
④貸付期間	
⑤貸付方法	
⑥貸付利子	
⑦他の貸付制度との併給	
⑧連帯保証人	
⑨返還の期間	
⑩返還の免除	
2. 新規貸付希望者の申請手続きについて	2
①修学資金の貸付申請	
②貸付審査・可否決定・決定後の手続き	
③支払い	
3. 在学中の手続きについて	3
①現況報告書の提出	
②次年度の貸付申請書	
③その他の届出・申請事項	
4. 卒業時の手続きについて	5
①卒業時の報告	
5. 木更津市内の保育所等に勤務中の手続きについて	5
①現況報告書の提出	
②その他の届出・申請事項	
6. 修学資金の停止について	6
①停止となる事由及び必要書類	
7. 修学資金の取消について	7
①取消となる事由及び必要書類	

8. 修学資金の返還について	7
①返還が必要となる事由及び必要書類	
9. 修学資金の返還免除について	8
①返還免除となる事由及び必要書類	
10. 修学資金の返還猶予について	10
①返還猶予となる事由及び必要書類	
11. 各種手続きの流れ.....	10
①貸付申請から貸付金支払いまでの流れ	
②在学中の手続き	
③卒業時及び卒業後の手続き	
④返還免除の手続き	
12. よくある質問.....	13

1. 保育士修学資金貸付制度の概要について

① 貸付制度について

この制度は、市内に住所を有し指定保育士養成施設に在学の方、又は、市外に住所を有し市内の指定保育士養成施設に在学の方で、卒業後に保育士登録を行い市内の保育所等（以下に該当する保育所等）において勤務しようとする方に対して修学資金の貸付けを行う制度です。

本制度を活用し、指定保育士養成施設を卒業後1年以内に市内の保育所等で保育士業務に従事し、かつ、3年間継続して従事された場合、貸付金の返還債務が免除されます。

【該当施設】

認可保育所、認定こども園、一時預かり事業所、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、家庭的保育事業所、居宅訪問型保育所等、病児保育事業所、児童発達支援センター、乳児等通園支援事業所

② 貸付対象

次の要件を全て満たす方が対象となります。

- ① 市内に住所を有し指定保育士養成施設に在学している方、又は市外に住所を有し市内に所在する指定保育士養成施設に在学している方
- ② 指定保育士養成施設を卒業後、市内の保育所等（上記に該当する施設）において1日6時間以上かつおおむね月20日以上勤務する意思のある方

③ 貸付金額

貸付金額は月額30,000円以内とします。

※貸付限度額は720,000円

④ 貸付期間

貸付期間は申請を行った日の属する年度の4月から指定保育士養成施設の正規の修学期間を終了する日の属する月までとします。

⑤ 貸付方法

毎月、貸付けを受ける本人の指定口座へ振り込みます。申請時期によって支払時期が変動することがあります。

⑥ 貸付利子

貸付利子は無利子です。ただし、返還が開始されたのち、返還期限までに返還されない場合は条例の定めによる遅延損害金を返還金と併せて納入していただきます。

⑦ 他の貸付制度の併給

千葉県保育士修学資金貸付制度や他の貸付制度等（奨学金や教育ローン等）との併給は

可能ですが、他の市区町村が実施する保育所等への勤務を対象としている貸付制度等及び他の職種になることが対象となっている貸付制度等との併給はできません。

⑧ 連帯保証人

申請の際には連帯保証人を1名立てていただきますが、成年で独立の生計を営む者が条件となります。

⑨ 返還期間

返還期間は返還の事由が発生した月の翌月から5年以内に月賦、半年賦、一括の方法により返還していただきます。

詳しくは「8. 修学資金の返還について」を参照してください。

⑩ 返還の免除

指定保育士養成施設を卒業した日の翌日から1年以内に保育士資格を有し、市内の保育所等に保育士又は保育教諭として就職し、継続して3年以上勤務すると借り受けた修学資金の返還が全額免除されます。

詳しくは「9. 修学資金の返還免除について」を参照してください。

2. 新規貸付希望者の申請手続きについて

① 修学資金の貸付申請

申請に必要な書類は木更津市ウェブサイトからダウンロードできるほか木更津市朝日庁舎2階こども保育課で配布しています。申請書等に必要な事項を記入し、下記必要書類を提出してください。

必要書類	
ア	木更津市保育士修学資金貸付申請書(第1号様式)
イ	住民票の写し(個人番号の記載が無いものをご用意ください)(発行後3カ月以内)
ウ	指定保育士養成施設の長が作成する推薦書(第2号様式)

※必要書類は消せるボールペンで記載しないでください。

※書類を訂正する際には、二重線を引き、訂正印(申請印と同じ印鑑)を押印のうえ、正しい内容を記入してください。

(修正液や修正テープは使用しないでください。)

※申請内容の確認のため、その他の書類の提出を求めることがあります。

申請受付期間
4月1日から10月30日

※ただし、予算が達した場合は申請受付期間に関わらず終了となりますので早めの申請をお願いいたします。

申請書類提出先
〒292-8501 木更津市朝日三丁目8番1号 木更津市役所朝日庁舎 1階 木更津市こども未来部こども保育課 月～金(祝日・年末年始を除く)の市役所開庁時間内(8:30～17:00)にお越しください。

②貸付審査・可否決定・決定後の手続

貸付に必要な書類を審査し、必要に応じて在籍する学校へ在学状況を確認したのち、貸付けの可否を決定します。

審査結果については「木更津市保育士修学資金貸付決定(却下)通知書(第3号様式)」にて通知します。また、貸付決定を受けた後、下記必要書類を提出してください。

貸付決定後必要書類	
ア	誓約書(第4号様式)
イ	連帯保証人の印鑑登録証明書
ウ	木更津市保育士修学資金貸付請求書(第5号様式)
エ	振込先口座の通帳のコピー(口座番号、名義が分かるページ)

*通帳がないネット銀行の場合は、画面のハードコピーなどを添付してください。

③ 支払い

書類審査後、1ページの「⑤貸付方法」のとおり、お支払いいたします。

3. 在学中の手続について

①現況報告書の提出

毎年3月に必要書類を送付しますので、必要事項を記入のうえ、4月末日までにこども保育課へ提出してください。

在学中必要書類	
ア	木更津市保育士修学資金借受人現況報告書(第11号様式)

②次年度の貸付申請書

保育所等勤務中必要書類	
ア	木更津市保育士修学資金貸付申請書(第1号様式)

次年度も貸付けを希望する場合は、毎年3月に必要書類を送付しますので、必要事項を記入の上、4月以降にこども保育課へご提出してください。**※ただし、予算が達した場合は申請受付期間に関わらず終了となりますので早めの申請をお願いいたします。**

③その他の届出・申請事項

下記の事由が生じた場合には、事由発生後速やかにこども保育課へ連絡するとともに、必要書類を提出してください。(必要に応じて、追加で書類を提出していただく場合があります。)

事由		必要書類
ア	氏名・住所を変更したとき	・木更津市保育士修学資金借受人等変更届出書(第6号様式) ・住民票の写し(個人番号の記載が無いもの)(発行後3カ月以内)
イ	電話番号を変更したとき	・木更津市保育士修学資金借受人等変更届出書(第6号様式)
ウ	休学、停学、復学、留年、退学、そのほか修学の状況に変更が生じたとき	・木更津市保育士修学資金借受人修学状況等届出書(第8号様式)
エ	修学資金を必要としなくなったとき	・木更津市保育士修学資金貸付辞退届出書(第7号様式) ・木更津市保育士修学資金借用証書(第13号様式) 木更津市保育士修学資金返還計画書(第16号様式)※ ・木更津市保育士修学資金返還猶予申請書(第19号様式)※
オ	連帯保証人について変更が生じたとき(氏名・住所・電話番号・勤務先等)	・木更津市保育士修学資金借受人等変更届出書(第6号様式) ・印鑑登録証明書(氏名・住所・印鑑変更) ※発行後3か月以内のものに限ります。
カ	連帯保証人を変更しようとするとき	・木更津市保育士修学資金連帯保証人変更申請書(第14号様式)
キ	連帯保証人の変更の決定を受けたとき	・誓約書(第4号様式) ・新たな連帯保証人の印鑑登録証明書

※在学状況に関する事由ウが生じたときは、木更津市保育士修学資金借受人修学状況等届出書(第8号様式)に、在学する指定保育士養成施設の証明を受けてください。

※事由ウのうち休学が生じたときは、市長は休学した日の属する月の翌月から復学する日の属する月の前月までの間は、修学資金の貸付けを停止することができるものとなっています。詳しくは「6. 修学資金の停止について」を参照し、必要な手続きを行なってください。

※事由ウのうち復学が生じ、貸付を停止している場合、修学資金の貸付けを再開しますので、必要な手続きを行なってください。

※事由ウのうち退学が生じたときは、修学資金の貸付けを取り消しますので、詳しくは「7. 修学資金の取消について」を参照し、必要な手続きを行なってください。

※修学資金の貸付けが取り消された後も引き続き指定保育士養成施設に在学し、返還猶予を希望し、必要要件を満たした場合、修学資金の返還を猶予できますので、詳しくは「10. 修

学資金の返還猶予について」を参照し、必要な手続きを行なってください。

4. 卒業時の手続きについて

① 卒業時の報告

卒業年の3月中に必要な書類を送付しますので、必要事項を記入のうえ、ア～カを4月中旬までに保育課へ提出してください。

卒業時必要書類	
ア	木更津市保育士修学資金借受人修学状況等届出書(第8号様式)
イ	木更津市保育士修学資金借用証書(第13号様式)※
ウ	連帯保証人の印鑑登録証明書※
エ	木更津市保育士修学資金借受人現況報告書(第11号様式)
オ	保育士証の写し ※保育士証の写しが用意できない場合は保育士登録済通知書の写し
カ	【市内保育所等に就職する場合など返還猶予に該当する場合】「10. 修学資金の返還猶予について」を参照してください。 【上記以外の場合】「8. 修学資金の返還について」を参照してください。

※「イ」及び「ウ」は指定保育士養成施設を卒業する年度の前に、修学資金の貸付けが完了する場合や貸付けの取り消しされた場合は卒業を待たずにご提出ください。

※「カ」は卒業後の進路によって提出書類が異なりますので注意してください。

<p>◎木更津市内の保育所等に勤務する方</p> <p>指定保育士養成施設を卒業した日の翌日から1年以内に市内の保育所等に保育士又は保育教諭として就職し、継続して3年以上勤務すると、借り受けた修学資金の返還が全額免除されます。(継続して3年間は返還猶予となります。)</p> <p>勤務中に必要な手続きについては、「5. 木更津市内の保育所等に勤務中の手続きについて」を参照してください。</p>
--

5. 木更津市内の保育所等に勤務中等の手続きについて

① 現況報告

毎年3月に必要書類を送付しますので、必要事項を記入のうえ、4月中旬までにこども保育課へ提出してください。(修学資金の返還または返還免除が決定するまで毎年提出)

保育所等勤務中必要書類	
ア	木更津市保育士修学資金借受人現況報告書(第11号様式) *必ず勤務先の証明を受けてください。

② その他の届出・申請事項

事由	必要書類
ア 氏名・住所を変更したとき	・木更津市保育士修学資金借受人等変更届出書(第6号様式)

		・住民票の写し(個人番号の記載が無いもの)(発行後3カ月以内)
イ	電話番号を変更したとき	・木更津市保育士修学資金借受人等変更届出書(第6号様式)
ウ	休職し、復職し、その他勤務の状況について変更が生じたとき	木更津市保育士修学資金借受人勤務状況等変更届出書(第9号様式)
エ	木更津市内の保育所等への転職	・木更津市保育士修学資金借受人勤務状況等変更届出書(第9号様式) ・勤務証明書(第10号様式)
オ	木更津市内の保育所等を退職	・木更津市保育士修学資金借受人勤務状況等変更届出書(第9号様式)
カ	連帯保証人について変更が生じたとき (氏名・住所・電話番号・勤務先等)	・木更津市保育士修学資金借受人等変更届出書(第6号様式) ・印鑑登録証明書(氏名・住所・印鑑変更) *発行後、3か月以内のものに限ります。
キ	連帯保証人を変更しようとするとき	・木更津市保育士修学資金連帯保証人変更申請書(第14号様式)
ク	連帯保証人の変更の決定を受けたとき	・誓約書(第4号様式) ・新たな連帯保証人の印鑑登録証明書

※事由ウ、エ、オが生じたときは、木更津市保育士修学資金借受人勤務状況等変更届出書(第9号様式)に、勤務先の保育所等の証明を受けてください。

※条例で定める期間(3年)以上勤務する前に、事由オが生じ、今後保育所等に就職しない場合は借り受けた修学資金は返還となりますので、詳しくは「8. 修学資金の返還について」を参照し、必要な手続きを行なってください。

6. 修学資金の停止について

①停止となる事由及び必要書類

休学に該当する場合は、市長は休学が生じた日の属する月の翌月分から修学資金の貸付けを停止することができますので、速やかにこども保育課へ連絡するとともに、必要書類を提出してください。

停止となる事由	必要書類
ア 休学したとき	木更津市保育士修学資金借受人修学状況等届出書(第8号様式)

※復学した場合にも上記書類を提出してください。

7. 修学資金の取消について

①取消となる事由及び必要書類

次の事由に該当する場合は、修学資金の貸付けを、その事由が生じた日の属する月の翌月

分から取り消しますので、速やかにこども保育課へ連絡するとともに、必要書類を提出してください。

取消となる事由		修学資金の扱い	必要書類
ア	死亡したとき	◎「9.修学資金の返還免除について①のイ」を参照に手続きを行なってください。	
イ	修学資金の貸付けを辞退したとき	◎返還 (月賦、半年賦、一括払いを選択)	「8. 修学資金の返還について」を参照し、必要な手続きを行なってください。
ウ	貸付要件を欠くに至ったとき		
エ	偽りその他不正な手段により修学資金の貸付けを受けたとき		
オ	その他市長が修学資金の貸付けを受けることが不相当と認めるとき	◎返還 (月賦、半年賦若しくは一括払い)	

※事由ウの場合、引き続き在学中等のときは、「10. 修学資金の返還猶予について」を参照し、返還猶予の希望があるときは必要な書類を併せて提出してください。

8. 修学資金の返還について

①返還が必要となる事由及び必要書類

次の事由に該当する場合は、貸付けた修学資金を返還していただきますので、速やかに保育課へ連絡するとともに、必要書類を提出してください。

返還が必要となる事由		必要書類
ア	貸付けの取消を受けたとき	・木更津市保育士修学資金返還計画書(第16号様式)
イ	指定保育士養成施設を卒業した日の翌日から1年以内までに保育士資格を有し保育士として市内保育所等に勤務しなかったとき	・木更津市保育士修学資金返還計画書(第16号様式)
ウ	指定保育士養成施設を卒業した日の翌日から1年以内までに保育士資格を有し保育士として市内保育所等に勤務する意思がない場合	・木更津市保育士修学資金返還計画書(第16号様式)
エ	市内保育所等を3年未満で退職し、今後市内保育所等で勤務しないとき	・木更津市保育士修学資金借受人勤務状況等変更届出書(第9号様式) ・木更津市保育士修学資金返還計画書(第16号様式)

		・木更津市保育士修学資金返還免除申請書(第17号様式)
オ	保育士資格を有し保育士として市内保育所等に勤務するものの勤務形態が1日6時間、おおむね月20日に満たない場合	・木更津市保育士修学資金返還計画書(第16号様式)
カ	勤務形態が1日6時間、おおむね月20日に満たない形態に変更となったとき	・木更津市保育士修学資金借受人勤務状況等変更届出書(第9号様式) ・木更津市保育士修学資金返還計画書(第16号様式) ・木更津市保育士修学資金返還免除申請書(第17号様式)

※事由アの場合、引き続き在学中等のときは、「10. 修学資金の返還猶予について」を参照し、必要要件を満たし、希望があるときは必要な書類を併せて提出してください。猶予申請が認められた場合については、木更津市保育士修学資金返還計画書(第16号様式)の提出は不要です。

※必要条件を満たした場合、修学資金の全額又は一部を返還免除します。詳細は「9. 修学資金の返還免除について」を参照してください。

②返還方法

返還は月賦、半年賦、一括払いのいずれかの方法となります。ただし、貸付金取り消し事由によっては一括払いになります。

③返還期間

指定保育士養成施設を卒業したとき又は貸付の決定の取り消しが発生した月の翌月から5年以内に返還していただきます。ただし、貸付金取り消し事由によっては市長が指定する期日までとなります。

*返還が開始されたのち、返還期日までに返還されない場合は、条例の定めによる遅延損害金を返還金と併せて納入していただきます。

9. 修学資金の返還免除について

①返還免除となる事由及び必要書類

次の事由に該当する場合は、修学資金の全額又は一部返還が免除となります。下記、事由アに該当する方には、必要書類を送付しますので、必要事項を記入のうえ、指定の期日までにこども保育課へ提出してください。免除の可否を審査し、通知します。(第18号様式)

その他の事由の場合は、こども保育課へ連絡するとともに、必要書類を提出してください。

返還免除となる事由		必要書類
ア	指定保育士養成施設を卒業した日の翌日から1年以内に保育資格を有し、市内保育所等に保育士又は保育教諭として雇用され、継続して3年以上勤務したとき	<ul style="list-style-type: none"> ・木更津市保育士修学資金借受人現況報告書(第11号様式) ・木更津市保育士修学資金返還免除申請書(第17号様式) ・勤務証明書(第10号様式)
イ	本人が死亡した場合	<ul style="list-style-type: none"> ・木更津市保育士修学資金借受人死亡届(第12号様式) ・死亡診断書、戸籍謄本、その他の死亡の事実を証明する書類の写しのいずれか一つ ・木更津市保育士修学資金返還免除申請書(第17号様式)
ウ	指定保育士養成施設を卒業した日の翌日から1年以内に保育資格を有し、市内保育所等に保育士又は保育教諭として雇用され、継続して勤務(3年未満)し、災害、疾病その他やむを得ない事情があり継続して就労することが困難な場合	<ul style="list-style-type: none"> ・木更津市保育士修学資金借受人勤務状況等変更届出書(第9号様式) ・木更津市保育士修学資金返還免除申請書(第17号様式) ・勤務証明書(第10号様式) ・事由を証明する書類
エ	災害、疾病その他やむを得ない事情があり、将来にわたり労務に携わることが不可能で、かつ、貸付金の返還が困難であると市長が認める場合	<ul style="list-style-type: none"> ・木更津市保育士修学資金返還免除申請書(第17号様式) ・事由を証明する書類

◎「継続して3年以上勤務」の期間から除外される期間

次に掲げる事由に該当すると市長が認めた場合は、勤務期間の算定を一時停止し、市内保育所等での勤務に復帰した時点から引き続き算定を再開します。

※ 産前産後休暇、育児休暇取得期間のほか、災害、疾病その他の事由で1ヶ月以上勤務できなかったとき。上記に該当する場合は、手続きが必要です。詳しくは「5. 木更津市内の保育所等に勤務中の手続きについて」を参照してください。

審査結果については「木更津市保育士修学資金返還免除決定(却下)通知書(第18号様式)」にて通知します。

10. 修学資金の返還猶予について

①返還猶予となる事由及び必要書類

次の事由に該当する場合は、修学資金の返還猶予の対象となりますので、速やかにこども保育課へ連絡するとともに、必要書類を提出してください。

返還猶予		必要書類
ア	修学資金の貸付けを辞退又は貸付要件を欠いた後も引き続き指定保育士養成施設に在学しているとき	・木更津市保育士修学資金返還猶予申請書(第19号様式)
イ	修学資金の返還の免除を受けると見込まれるとき	
ウ	災害、疾病その他やむを得ない事由があるとき	・木更津市保育士修学資金返還猶予申請書(第19号様式) ・事由を証明する書類

審査結果については「木更津市保育士修学資金返還猶予決定(却下)通知書(第20号様式)」にて通知します。

11. 各種手続きの流れ

① 貸付申請から貸付金支払いまでの流れ

貸付申請(2ページ)

(1) 貸付申請書(第1号様式)に必要な書類を添付し、こども保育課に提出してください。



審査及び貸付の可否決定(3ページ)

(1) 市が貸付けの可否を決定し、申請者に通知します。(第3号様式)

* 貸付決定の場合は、決定通知書に「誓約書(第4号様式)」「貸付請求書(第5号様式)」を同封します。



誓約書及び印鑑登録証明書の提出(3ページ)

(1) 市が貸付けを決定書に通知後、提出してください。



貸付金の請求(3ページ)

(1) 貸付請求書(第5号様式)を毎月5日までにこども保育課に提出してください。



貸付金の支払(3ページ)

(1)貸付請求書(第5号様式)に記載された申請者の銀行口座に、毎月25日に貸付金を振り込みます。※25日が土日祝日の場合は翌営業日。

②在学中の手続き



現況報告(毎年度提出が必要です。)(3ページ)

(1)在学する学校の証明を受けた木更津市保育士修学資金借受人修学状況等届出書(第8号様式)に必要な書類を添付し、こども保育課に提出してください。第8号様式については毎年3月頃に送付いたします。



③卒業時及び卒業後の手続き

卒業報告(5ページ)

(1)卒業した学校の証明を受けた木更津市保育士修学資金借受人修学状況等届出書(第8号様式)に必要な書類を添付し、木更津市保育士修学資金借用証書(第13号様式)と一緒にこども保育課に提出してください。

*「木更津市保育士修学資金借受人修学状況等届出書(第8号様式)」、「木更津市保育士修学資金借用証書(第13号様式)」の書式は卒業する年の3月に送付します。提出期限は4月末日です。

市内保育所等に
就職する



返還猶予の申請(10ページ)

(1)就職した保育所等の証明を受けた木更津市保育士修学資金返還猶予申請書(第19号様式)をこども保育課に提出してください。



市内保育所等に
就職しない



貸付金返還の手続き(7ページ)

(1)木更津市保育士修学資金返還計画書(第16号様式)のほか、必要な書類をこども保育課に提出してください。



返還猶予の可否決定(10ページ)
(1)市が返還猶予の可否を決定し、借受人に通知します。(第20号様式)

貸付金返還開始(7ページ)
返還の事由が発生した月の翌月から5年以内に返還していただきます。

市内保育所等で業務に従事

現況報告(5ページ)
貸付金の返還が完了するまで勤務先等からの証明を受けた木更津市保育士修学資金借受人現況報告書(第11号様式)をこども保育課に提出してください。

現況報告(返還免除になるまで毎年度提出が必要です。)(5ページ)
(1)勤務先の保育所等の証明を受けた木更津市保育士修学資金借受人現況報告書(第11号様式)をこども保育課に提出してください。

貸付金返還完了
貸付金の返還が完了したときには、市から借受人に借用証書を返却いたします。

市内保育所等での勤務を3年以上継続

④返還免除の手続き

返還免除申請(8ページ)
(1)勤務先の保育所等の証明を受けた木更津市保育士修学資金返還免除申請書(第17号様式)をこども保育課に提出してください。
*「木更津市保育士修学資金返還免除申請書(第17号様式)」の書式は市から送付します。必要事項記載し、指定の期日までにご提出ください。

返還免除の可否決定(8ページ)

(1)市が返還免除の可否を決定し、借受人に通知します。(第18号様式)

(2)返還免除が「可」となったときには、市から借受人に借用証書を返却いたします。

12.よくある質問

Q1 指定保育士養成施設入学前に修学資金を借りたいのですが、可能ですか？

A1 入学前に申請することはできません。

申請にあたり、指定保育士養成施設学校長の推薦書(第2号様式)の添付が必要になります。

Q2 まだ木更津市の保育所等に就職するか決められないので、千葉市や船橋市の貸付制度と併用したいのですが可能ですか？

A2 木更津市も他市も、各々の市内の保育所等において保育士を目指す方を支援する制度です。他市の貸付制度との併給はできません。

Q3 貸付金額は月額30,000円とのことですが、月々20,000円だけ借りるというのは可能ですか？

A3 可能です。

修学資金は給付ではなく貸付けであることを踏まえ、保護者や連帯保証人と相談して、必要な額を申請してください。

Q4 貸付金はいつ振り込まれますか？

A4 1回目の振込については概ね申請月の2か月後の25日に貸付金をお振込みいたします。以後毎月5日までに請求書の提出がありましたら毎月25日に振り込みます。ただし、25日が土日祝日の場合は翌営業日になります。

Q5 返還決定した後に計画通りに返還しなかった場合、どのようになりますか？

A5 返還計画書に記載した返還期限を過ぎると、返還すべき額に対して別に定める遅延損害金が発生します。

Q6 保育所に保育士として就職しましたが、半年後に退職してしまいました。何か手続きは必要ですか？

A6 勤務先の証明を受けた木更津市保育士修学資金借受人勤務状況等変更届出書（第9号様式）を提出してください。なお、勤務月が継続し市内の保育所等に勤める場合、転職先の証明を受けた木更津市保育士修学資金借受人勤務状況等変更届出書（第9号様式）及び勤務証明書（第10号様式）を併せて提出してください。勤務月が空くものの市内の保育所等に勤める場合については、第9号様式と併せて木更津市修学資金返還猶予申請書（第19号様式）も提出してください。最長1年間の求職活動のための猶予期間となります。転職が決まった場合は第9号様式及び第10号様式を提出してください。

市内の保育所等に就職しない場合、第9号様式と併せて木更津市保育士修学資金返還計画書（第16号様式）を提出してください。

Q7 保育士としてではなく保育教諭として採用されたのですが、修学資金は返還となってしまうのでしょうか？

A7 保育教諭も保育士と同様、3年以上継続して勤務すれば返還免除の対象となります。ただし、保育士資格を有することが必要になりますのでご注意ください。

Q8 市内の施設で勤務していたが、法人内の異動により市外の施設や全く違う部署になってしまった場合、返還対象となりますか？

A8 本人の意思によらない市外施設への異動や、対象の業務から外れてしまった際は、木更津市保育士修学資金借受人勤務状況等変更届出書（第9号様式）及び勤務先の都合で異動したことを証するものを提出し、やむを得ない事由と判断された場合は、勤務期間として参入いたします。そういった事情がありましたらこども保育課へご相談ください。

Q9 免除要件の業務に従事している期間のうちに産休・育休に入る場合はどうなりますか？

A9 育休期間については、従事期間とはみなしませんが、返還猶予期間の対象となります。復帰した後に継続して勤め、退職前と復帰後で通算3年間従事すれば返還免除となります。

Q10 市内の認可外保育施設については3年以上継続して勤務すれば免除対象になりますでしょうか？

A10 対象外になります。また、幼稚園で実施する預かり保育事業、認可外保育施設で実施する一時預かり事業、および認可外保育施設の事業所内保育事業所も対象外となります。ただし、乳児等通園支援事業に従事する場合は対象となりますので、詳細は木更津市こども保育課へご相談ください。